

## 外国人住民の通称に関する届出取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）及び住民基本台帳法施行規則（平成11年省令第35号。）に定めるもののほか、外国人住民の通称に関する届出の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(通称〔記載・削除〕申出書)

第2条 政令第30条の26第1項に規定する、外国人住民が住民票に通称の記載を求めようとするときに提出しなければならない申出書及び、政令第30条の26第4項に規定する、外国人住民が住民票に記載された通称の削除を求めようとするときに提出しなければならない申出書は、「通称〔記載・削除〕申出書」（別記様式）とする。

(通称の記載)

第3条 市長は、外国人住民が、次の各号に掲げる通称の表記がわかる書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。）のうち、それぞれ別の号に掲げられている書類2点を添えて通称〔記載・削除〕申出書を提出したときは、通称として記載を求める呼称が国内における社会生活上通用していることその他の居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であると認めるものとする。

- (1) 官公署の発行した本人の顔写真が貼付された資格証明書
- (2) 各種健康保険被保険者証
- (3) 年金手帳
- (4) 企業が発行した本人の顔写真が貼付された職員証、在職証明書又は給与明細
- (5) 学生証又は在学証明書
- (6) 公共料金の支払い明細書、請求書、領収書等
- (7) 預金通帳

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、前項各号に掲げる書類の提示を行わずに住民票に記載されることが必要であると認めることができる。この場合において、親又は身分行為の相手方等の氏又は通称の氏を戸籍等により確認を行うものとする。

- (1) 出生等により、日本の国籍を有する親の氏又は通称が住民票に記載されている外国人住民である親の通称の氏を申し出る場合
- (2) 外国人住民が氏名の日本式氏名部分を申し出る場合（直系尊属が日本人であり、その者の日本人であったときの氏を申し出る場合を含む。）
- (3) 婚姻等身分行為により、相手方の日本国籍を有する者の氏若しくは通称が住民票に記載されている外国人住民である相手方の通称の氏を申し出る場合

附 則

1 この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

- 2 この要綱実施の際、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）附則第 4 条の規定により仮住民票に記載されている通称を住民票に記載するときについては、この要綱の規定を適用しない。

附 則

- 1 この要綱は平成 28 年 7 月 22 日から実施する。